

法律相談

【市民無料法律相談】

うるま市顧問弁護士：ゆあ法律事務所 宮國英男弁護士

実施日及び場所	時 間	実施方法
毎月第2木曜日 石川庁舎 1階市民相談室	午後1時 受付開始 午後2時～ 午後4時	※先着8名となります。 午後1時より 受付カードを 準備致しますので 先着順で 受け取ってください。
毎月第4木曜日 本庁舎 2階市民生活課 (受付)	午後1時 受付開始 午後2時～ 午後4時	

※受付開始時間が午後1時となっていますが、相談者は先着8名までとなっていますので、当日は窓口が大変込み合い、相談を受けることが出来ない場合がありますので、早めにご来庁ください。

【定例行政相談所の開設】

【日時】 6月20日（火）午後1時30分～午後4時

【場所】 勝連庁舎1階社協ボランティア室

※相談は無料で秘密は固く守られます。お気軽にご相談ください。

【架空請求・融資名目詐欺に注意！】

あなたに、代金の未払いのため、当センター（局）が債権に関する権利を代行し、裁判手続きを行いますので連絡ください。

〇〇債権センター

〇〇法務省債権管理局

と書かれたハガキが届いていませんか。

あるいは、即融資、低金利〇〇万円可能と書かれたダイレクトメールは届いていませんか。

これらは、『架空請求・融資名目詐欺』です。

連絡先に連絡を取った場合には、言葉巧みに個人情報聞き出され、詐欺の被害にあいます。

おかしいな、変だなと思ったら最寄りの交番、警察署に相談してください。

うるま警察署・うるま地区防犯協会

問合せ先：うるま警察署

☎973-0110（内線261・262）

石川警察署・石川地区防犯協会

問合せ先：石川警察署

☎964-4110（内線261・262）

問合せ

市民生活課

☎973-5487

農薬の適正使用について 「ポジティブリスト制度」の導入

平成18年5月29日から、農産物に残留する農薬等の規制が大きく変わります！

安全な農作物を作るために農薬は次のことを守り正しく使いましょう。

農作物等に農薬を使用する場合は、次の事項（農薬使用基準）を守らなければなりません。

- ・その農薬に適用がある作物（その農薬が使用できる作物）だけに使用する
- ・その作物に対して決められた使用量、濃度（希釈倍数）を守る
- ・使用する時期（散布してから収穫できるまでの日数）を守る
- ・総使用回数を守る
- ※農薬取締法により右記の使用基準を守ることが義務づけられており、違反して農薬を使用し、その作物を食用及び飼料用として供した場合は、最高で3年間の懲役または100万円以下の罰金が科せられます。

農薬使用の際に守るべきことはすべてラベルに表示されていますので、ラベルをよく読んで正しく使用しましょう！！

また、農産物の安全を証明するために、いつ、どこで、どんな農薬を、どれだけ使用したのか、記載しておきましょう。

【問合せ】 沖縄県病害虫防除所
☎866-0227
中部農業改良普及センター
☎973-5202

水難事故防止運動実施中 「美ら海 セイフティー」 おきなわ 2006

昨年の県内の水難事故は発生47件、死者26名、うるま市内におきましても発生6件、死者4名となっています。

これから夏のレジャーシーズン向かえ、ますます水難事故の増加が懸念されます。市民の皆様も次のことを守って水難事故にあわないよう気をつけましょう！

○悪天候時には海岸等や転

落の危険性のある場所には立ち入らないようにしましょう。

○飲酒した場合や体調が悪いときの遊泳はやめましょう。

○潮干狩り、釣り及びボートに乗る際にはライフジャケットを着用させましょう。

○水難事故が発生した場合には、警察、消防及び海上保安庁等の救助機関へ通報しましょう。

うるま警察署 地域課

☎973-0110

石川警察署 地域課

☎964-4110